

## 豊臣五大老・五奉行についての一考察

阿部 勝則

はじめに

五大老・五奉行は豊臣政権における代表的な職制として知られている<sup>(1)</sup>。一般に理解されているところによれば、五奉行は前田玄以・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家の五人、五大老は徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元・小早川隆景（隆景の死後は上杉景勝）の五人である。そして秀吉の死後は、五大老の合議で政治が運営され、その下で五奉行が庶政を執行したとされ、また五大老と五奉行の間に調停役という意味で中村一氏・生駒親正・堀尾吉晴の三人が三中老としておかれたという。なかでも五大老は年寄衆とも呼ばれ政治の最高決定機関であったとされている。

右のような理解は、もちろん長い間の研究がその基本と

なっていること、そして研究は史料に基づくものであることとはいうまでもない。だが、その研究の基本となる史料解釈に疑義がある。本稿の課題はその基本史料を再検討することにあり、それが今後の研究にどのような意味をもつかを考えてみる。

### 一、研究史

研究史を振り返ってみると、五奉行あるいは五大老と銘打つ論文は意外に少ない（三鬼清一郎編『豊臣政権の研究』吉川弘文館、一九八四年、の研究文献一覽参照）。桑田忠親「豊臣氏の五奉行制度に関する考察」（『史学雑誌』四六一九、一九三五年、後に『豊臣秀吉研究』角川書店、一九七五年、に収録）がほとんど唯一ともいえ、現在も通

説としての位置を占めている。もちろんこれだけではなく、人物論、政権論等、様々な視点から位置づけがなされているが、五奉行と五大老は基本的に対立するものとして捉えられているようである。

代表的なものとしては、豊臣政権における諸々の事件を一貫した権力闘争（集権と分権）として捉えるなかで、五奉行・五大老も政権末期における権力闘争を體現化したものとする位置づけがあり（朝尾直弘「豊臣政権論」〔岩波講座日本歴史〕近世Ⅰ、一九六三年）、また文禄四年（一五九五）七月の関白秀次の死を契機に徳川家康ら六大名の連署で出された「御掟・御掟追加」が、国政の基本方針であることから、「豊臣政権では太閤権力の下で関白権力に代わり国政に預る大老制を実施した」（脇田修『近世封権制成立史論 織豊政権の分析Ⅱ』東京大学出版会、一九七七年）として、五奉行（Ⅱ家政機関）・五大老（Ⅱ国政機関）とする位置づけ等がある。

桑田氏は、五奉行は、一蔵米の出納、二治安の維持、三徳川氏への対策の三つを職務として、慶長三年七月、秀吉の死の直前に定められたとしている。桑田氏のいう五奉行の成立時期は、天正十三年（一五八五）秀吉の関白就任とともに五奉行が制定されたとする説（『太閤記』）に対して史料を考証した反対説である。関白就任とともに、いきな

り五奉行制という人物、職掌が成立することの想定は困難であるが、奉行制が形成されるはじめる画期として、この時点をとらえることは決してはずれではないように思う<sup>(2)</sup>。

五奉行は、一般には秀吉の死の直前一月ほど前に制定されたと考えられており、またその萌芽は文禄四年の時点に求められている（『国史大辞典』・「五奉行」の項）。一方、五大老は文禄四年の関白秀次の死後（関白体制の克服の後）を画期として位置づけられているが、五奉行・五大老の制定時期は、諸説があつて、厳密には見解の一致をみていないのが実状であろう。その実態も含めて、右のような諸々の位置づけが適確なものかどうか、今後、さらに検討を要するところである。

しかし、ここで最も問題としなければならないのは、秀吉死後の五大老・五奉行の職務を規定した秀吉の遺言や交わされた多数の起請文等を使って論じられている今までの研究の史料解釈である。まず通説の解釈に触れてみたい。三鬼氏は、関白秀次の死に直面した豊臣政権の状況について次のように指摘している<sup>(3)</sup>。

秀吉は、前田利家らの宿老をはじめ、折から朝鮮に在陣中の諸将から、嗣子である秀頼に対する忠節と、自らが制定した法度・置目を遵守すべきことを謳った誓紙を徴収したが、表面を取り繕う程度にすぎなかった。

(中略)このような、豊臣政権にとって空前の領主的危機に対処するため、秀吉は、八月三日に、徳川家康らの年寄衆が連署する形で「御掟」五カ条と「御掟追加」九カ条を発令した。

ここで年寄衆とは、家康をはじめとして宇喜多秀家・上杉景勝・前田利家・毛利輝元・小早川隆景の六人である。年寄とは史料にみられる呼称で、右の六人(慶長二年に隆景が死去するため、それ以後は隆景を除く五人)を示すものとして一般に理解されており、「一五九五(文禄四)年、関白秀次を追放した直後に「御掟」「御掟追加」が発せられた。それは徳川家康ら六名の年寄衆の連署という形をとって発せられた秀吉の最高施政方針というべきものである」と永原慶二氏も同じ見解を示している。また『日本史用語集』(山川出版社)の「五大老」の項には「豊臣政権の職名。年寄衆・家老の意で任務は五奉行の顧問役。徳川家康・前田利家・毛利輝元・宇喜多秀家・小早川隆景・上杉景勝の有力大名で、隆景の死後五大老と呼ばれた」と記されている。徳川家康らを年寄衆とする解釈はまぎれもない通説といわざるをえない。そして、そこから次のような政権像が組立てられる。

五大老とは、政権内における最大の実力者である。年寄衆とは要するに家老・宿老の意味で、戦国大名の家

る秀吉の遺言の覚書は、関係史料のなかでも「年寄」の呼称が最も多く記されており、まず触れねばならない基本史料である。

【史料一】

太閤様被成御煩候内ニ被為 仰置候覚

① 一内府久々りちきなる儀を御覽し被付、近年被成御懇候、其故 秀頼様を孫むこになされ候之間、秀頼様を御取立候て給候へと、被成 御意候、大納言殿年寄衆五人居申所にて、度々被 仰出候事

② 一大納言殿ハおさなともたち、りちきを被成御存知候故、秀頼様御もりに被為付候間、御取立候て給候へと、内府年寄五人居申所にて、度々被成 御意候事

③ 一江戸中納言殿ハ 秀頼様御しうとになされ候條、内府御年もよられ、御煩気にも御成候者、内府のことく、秀頼様之儀、被成御肝煎候へと、右之衆居申所にて被成 御意候事

④ 一羽柴肥前殿事ハ、大納言殿御年もよられ、御煩気にも候間、相不替 秀頼様御もりに被為付候條、外聞實儀忝と存知、御身ニ替り肝を煎可申と被 仰出、則中納言ニなされ、はしたての御つは、吉光之御脇指被下、役儀をも拾万石被成御許候事

史苑(第四九卷第二号)

政機関やその職制的固定化を遂げた近世初期大名には一般的である(中略)。ただ、豊臣氏の場合は、その構成員が、ほとんど有力な国大名であって、子飼いの大名ではないところに特色があった(岩沢愿彦「前田利家」)。

徳川家康らは豊臣政権において国政レベルで秀吉を補佐する年寄衆であった。その一方において石田三成ら子飼いからなる五奉行は、家政的なものと認識されていることはいうまでもない。もちろん秀吉の死後において五奉行の動きは国政にも関わってくる。しかしながら国政レベルで重きをなしているのは、あくまで徳川家康らであり、そのような彼らを豊臣政権の年寄衆と位置づけることに一見何ら問題はないように思う。

だが果たしてそうであろうか。家康や利家を「年寄」とする通説の史料解釈に疑義がある。「年寄」について基本史料を再検討してみたい。

二、年寄の解釈

通説の「年寄」の解釈に疑問を呈し、「年寄」と呼ばれていたのは一体誰であったのか検討してみよう。次にあげ

⑤ 一備前中納言殿事ハ、幼少より御取立被成候之間、秀頼様之儀ハ御通有間敷候條、御奉行五人にも御成候へ、又おとな五人之内へも御入候て、諸職おとなしく、鼻痕偏頗なしに御肝煎候へと、被成 御意候事

⑥ 一景勝、輝元御事ハ、御りちぎに候之間、秀頼様之儀御取立候て給候へと、輝元へハ直ニ被成 御意候、景勝ハ御國ニ御座候故、皆々ニ被為 仰置候事

⑦ 一年寄共五人之者ハ、誰々成共背御法度申事を仕出し候ハ、さげさやの躰にて罷出、双方へ令異見、入魂之様ニ可仕候、若不屈仁有之而きり候ハ、おいはらとも可存候、又ハ 上様へきられ候とも可存と、其外ハつらをはられ、さうりをなをし候共、上様へと存知、秀頼様之儀大切ニ存知、肝を煎可申と、被成 御意候事

⑧ 一年寄為五人、御算用間候共、相究候て、内府、大納言殿へ懸御目、請取を取候而、秀頼様被成御成人、御算用かた御尋之時、右御両人之請取を懸 御目候へと、被成 御意候事

⑨ 一何たる儀も、内府、大納言殿へ得御意、其次第相究候へと、被成 御意候事

⑩ 一伏見ニハ内府御座候て、諸職被成御肝煎候へと 御意候、城々留守ハ徳善院、長東大蔵任、何時も内府

てんしゆまでも、御上り候ハんと被仰候者、無氣遣上可申由、被成 御意候事

⑩ 一大坂ハ 秀頼様被成御座候間、大納言殿御座候て、惣廻御肝煎候へと被成 御意候、御城御番之儀ハ、為皆々相動候へと被 仰出候、大納言殿てんしゆまでも、御上り候ハんと被仰候者、無氣遣上可申由、被成 御意候事

右一書之通、年寄衆、其外御そはに御座候御女房衆違、御聞被成候、以上

全文は十一ヶ条からなり、五人の年寄、及び年寄の後継者である徳川秀忠、前田利長に対する遺言であるとされており(桑田論文)、内容は、第一条は徳川家康、第二条は前田利家、第三条は徳川秀忠、第四条は前田利長、第五条は宇喜多秀家、第六条は上杉景勝と毛利輝元、第七条・第八条は五大老、第九条から第十一条は前田玄以と長束正家に、それぞれ宛てた形をとっているという(小和田哲男『豊臣秀吉』中央公論社、一九八五年)。

以上の解釈は「年寄」を大老とするものであり、通説とともに再考の余地がある。

1 「年寄」

まず「年寄」を検討してみる。「年寄衆五人」(①)、「年寄五人」(②)、「年寄共五人之者」(⑦)、「年寄為五人」

(⑧)とあり、年寄は五人であることがわかる。

第一条の条文解釈は、年寄を大老とした場合には「大納言殿年寄衆五人居申所にて」の部分が「大納言殿と大老衆五人が居るところで」という解釈を余儀なくされ、不自然な感じを受ける。第二条の「内府年寄五人居申所にて」の部分も、内府と年寄五人は別のものと考えた方が解釈しやすい。内府(徳川家康)・大納言(前田利家)と年寄五人は別の存在と考えられる。

第六条には「景勝ハ御國ニ御座候故」とあることから、景勝が会津に在国中であることが明らかである。とすれば、通説の場合「年寄五人居申所にて」(①・②)と矛盾する。上杉景勝と年寄五人は別の存在として考えなければならぬ。

第八条では、御算用の事は年寄五人で究めることが記されているが、内府・大納言は、年寄五人の上に位置づけられるべきではないだろうか。この点について検討してみる。

【史料二】

敬白 天罰靈社上巻起請文前書事

(第一条略)

一 御法度御置目等諸事、今迄之コトクタルヘキ儀勿論候、并公事篇之儀、五人トシテ難相究儀ハ、家康・利家得御意、然上ヲ以、急度伺上意、可隨其事

(第三条〜六条略)

一 御算用之儀、手前之事ハ不及申、私曲ハ存間敷候、何之御代官前モ、依怙蟲戻ヲ不存、有様ニ承届、公儀御為可然様ニ可申付事

(第八条・九条・神文略)

【史料二】は、慶長三年(一五九八)八月五日、前田玄以・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家の五人が徳川家康と前田利家に宛てた起請文である。「御算用之儀」は、前田・浅野・増田・石田・長束の五人が職務として行うことが第七条に記されている(ろ)。また、他に豊臣政権下の大名間で交わされた起請文をみると「御蔵入御算用之儀」については、文禄四年(一五九五)八月三日に前田・増田・長束の三人による取決めがみられるのみである(表1・2参照)。つまり、「御算用之儀」を職務とする「年寄為五人」(⑧)の「年寄」も前田玄以ら五人を指すのではないかと考えられる。

【史料一】の「何たる儀も、内府、大納言殿へ得御意、其次第相究候へ」(⑨)とは、秀吉が五人の年寄に対して言ったものではないか。【史料二】の第二条にも、「五人トシテ難相究儀ハ、家康・利家得御意、然上ヲ以、急度伺上意、可隨其事」(い)とあり、「何たる儀も」と包括的ではあるが、「年寄五人」の上に家康と利家が位置づけられて

いる。これらのことから、徳川家康らを「年寄」とする通説も改めて見直しが必要になる。別の史料でも検討してみたい。

【史料三】

内府ちかいの条々

は 一 五人之御奉行五人之年寄共、上巻之誓紙連判候て、無幾程、年寄共内式人被追籠候事

に 一 五人之奉行衆内、羽柴肥前守事、遮而誓紙を被遣候て、身上既可被果候處ニ、先景勝為可討果、人質を取、追籠被申候事

(第三条略)

ほ 一 知行方之儀、自分ニ被召置候事ハ不及申、取次をもあるまじき由、是又上巻誓紙之管をちかへ、忠節も無之者共ニ被出置候事

(第五条〜九条略)

へ 一 縁邊之事、被背御法度ニ付て、各其理申、合點候て、重て縁邊不知其数候事

(第十一条略)

と 一 御奉行五人一行ニ、為一人判候事

(第十三条略)

右誓紙之管ハ、少も不被相立、太閤様被背御置目候へハ、何を以、頼可有之候哉、如此一人宛被果候て之上、

秀頼様御一人被取立候はん事まことしからず候也

【史料三】は、関ヶ原合戦を前に、慶長五年(一六〇〇)七月十七日、前田玄以・増田長盛・長束正家の三名によって出された書状としてよく知られている。内容は、家康が「太閤様御置目」に背いていることの数々の罪状を挙げたものである。

まず第一条に「五人之御奉行五人之年寄共」(は)とある。ここでも奉行、年寄はそれぞれ五人であったことがわかるが、これに続いて「年寄共内式人被追籠候事」とある。追ひ籠められた二人とは、石田三成と浅野長政のことではないか。三成は慶長四年(一五九九)閏三月、前田利家の死とともに表面化した加藤清正らの武将との抗争が激化したため佐和山に蟄居している。また長政は、同年に大坂城における徳川家康暗殺の企てに關連ありとの容疑で甲斐国に蟄居している。ここで【史料三】が右の二人を除く三人の手に抛るものであることから、「年寄」は三成、長政を含むところの五人を指しているといえる。

第二条には「五人之奉行衆内、羽柴肥前守事」(に)とあるが、肥前守の官職をもつものは前田利長である(註)。利長は前田利家の長男であり、慶長四年閏三月三日に父利家が死去してからは、利家に代わって家康らとともに政務に参与している。さらに利長は、先の浅野長政と同じ件で

咎めを受けて、母の芳春院を江戸に差し出しており、このことは「人質を取、追籠被申候事」(に)と符合する。

第十二条の「御奉行五人一行ニ、為一人判候事」(と)は、五人ですべきことを家康一人で執り行っているということである。これは、第四条の「知行方之儀」(は)に關わってくると思われるが、これについては後述することにする。

「御奉行五人」の中に家康と利長の存在が認められる(に・と)ことから、「御奉行五人」とは、家康・利家・秀家・景勝・輝元(利家死後は利長)の五人を指し、一方「年寄五人」は、前田・浅野・増田・石田・長束の五人を指していると考えられる。

通説で「年寄」とされてきた人々は【史料三】では「御奉行衆」と呼ばれている。既成のイメージからすると、徳川家康や前田利家らが「奉行」と呼ばれていることに違和感を覚えるが、「五大老」という呼称自体、後世の手になるものであることを考えれば問題はない。むしろ、かかるイメージから組立てられる政權論こそ危惧されるべきであろう。

## 2 「御奉行衆」

次に「年寄」と対比される「御奉行衆」を検討してみたい。

### 【史料四】<sup>(15)</sup>

敬白 天罰靈社起請文前書之事

ち 一秀頼様へ御奉公之儀、最前以誓紙、雖申上候、猶以今度重畳御直ニ何箇度モ被仰聞通、不存忘、無油断御奉公可仕事

り 一今度被成御定、对五人之御奉行衆、不可存隔心候、如何様中説申候トモ、御直ニ御理申入可相澄候、其上切々得御意、秀頼様御為可然様ニ、可奉抽忠功事  
ぬ 一此方五人間之儀、是又致入魂、無隔心、節々致参會、諸事可申談事

(神文略)

慶長三年八月十一日

長束大藏大輔  
石田治部少輔  
増田右衛門尉  
浅野彈正少弼  
徳 善 院

家康公  
利家公  
秀家公  
景勝公  
輝元公

【史料四】は、慶長三年八月十一日に交わされた起請文

史苑(第四九卷第二号)

で、内容は、秀頼への忠誠を誓ったものである(ち)。ここで問題とするのは、第二条の「五人之御奉行衆」である(り)。今までの「五人之御奉行衆」は、前田・浅野・増田・石田・長束の五人を指すものと考えられてきた。例えば、桑田氏は次のように述べている(桑田論文)。

竹中氏雜留書等所収八月十一日に五人の年寄に宛てた五奉行の起請文を見ると、「今度被成御定、对五人之御奉行衆、不可存隔心候」とあり、(中略)この頃五奉行が制定せられ、その五奉行とは浅野長政以下の所謂五人である。

だが、この起請文の差出人と宛所を考えると、この部分分は「(前田玄以ら五人が)今度御定なられた五人の御奉行衆(徳川家康ら五人)に対して、隔心存ずべからず」と誓ったものと解釈できる。【史料四】の「五人之御奉行衆」は宛所の五人を指している。

さらに、第三条の「是又致入魂、無隔心、節々致参會、諸事可申談事」(ぬ)は、秀吉の遺言の「年寄共五人之者」の文言(註)に相通じるものがある。「此方五人間之儀」とは、署名者の五人を指しているが、彼ら五人こそ「年寄」でなければならぬ。

さて、慶長三年八月十八日の秀吉の死は、朝鮮出兵の中止・収拾を図る契機となるが、「太閤様御煩い、弥御快氣

なされ候間、御心安かるべく候」(慶長三年八月廿八日付、鍋島直茂宛、前田・浅野・増田・石田・長束連署書状『鍋島家文書』一三二)と秀吉の死は固く秘されていた。このような状況のなかで、徳永壽昌・宮木豊盛が朝鮮に派遣され、徴兵指令が伝えられるが、それを記す次の史料がある。

【史料五】<sup>(16)</sup>

其表為見廻、徳永式部卿法印、宮木長次兩人被指越候、長々在番、辛勞之至候、仍道服拾被遣之候、奉行衆年寄共かたより可申候也  
(慶長三年)

八月廿五日〇(秀吉朱印)

島津又八郎とのへ

内容は、島津家久に対して朝鮮在陣を勞つたものであるが、注目すべきは「奉行衆年寄共かたより可申候也」の文言である。この時、秀吉はすでに死去しているが、秀吉の朱印状が発給されることの意味はすでに述べた。ここから、御奉行五人と年寄五人が、事実上朝鮮出兵の收拾を委ねられていることが理解できる。これに関連して、同年十一月二日、朝鮮在陣中の島津義弘他三名宛に出された石田三成と浅野長政の連署書状の第二条には次のようにある。

【史料六】<sup>(17)</sup>

最前御奉行衆・年寄衆対談之上、徳永・宮木渡海之節、

被仰渡候之処、其已後唐人失大利、敗北之上者、弥に諸城帰朝之旨、尤存之間、貴殿之御事も、諸城物主衆被仰談、同時ニ可有御帰朝、此由何へも申進候事  
「徳永・宮木渡海之節」に先だつて「最前御奉行衆・年寄衆対談」が行われている。秀吉の死後、朝鮮出兵の收拾は御奉行衆と年寄衆が指揮をとっていることがわかる。

3 「御奉行衆」と「年寄共」

次に「奉行」「年寄」の記載の違いを比較検討してみよう。まず「奉行」「年寄」の二つが併記される場合「五人之御奉行五人之年寄共」(は、「奉行衆年寄共」【史料五】)等と奉行が先行する。このことは次の史料でも確認できる。

【史料七】<sup>(18)</sup>

能申入候、ばはん之儀、従先年御法度之儀ニ候、去春も御奉行衆・御年寄衆御ふれ状ニ候、然者、今度於呂宋ばはん仕之由到来付而、堅相改糺明之上、可有御成敗之旨、内府様御意候、其元相着候唐船、堅被仰付御改候て、様子可被仰上候、於此地兵庫殿へも此旨申入儀ニ候、定而可被仰遣候、恐惶謹言

慶長四年七月九日、寺沢正成から島津家久に対して出された書状である。やはり「御奉行衆・御年寄衆」とあり「奉行」が先行して記されている。また「従先年御法度」であった「ばはん之儀」が「御奉行衆・御年寄衆」の「御

かけかつ  
秀いへ

まいる

ふれ状」により伝達されていることは、慶長四年八月廿日「ばはん海賊之儀」について、「御奉行衆」の連署(『島津家文書』一〇九一号)と「御年寄衆」の連署(『薩藩旧記雑録後編』三・八六二)によって再度その指令が出されていることから十分に窺うことができる。

さらに「奉行」「年寄」の記載を比較するとき、次のことも見過ごせない。奉行には「御奉行衆」というように「御」がついている。また「年寄共」とはあつても「奉行共」という記載はなく「奉行衆」と記されている。これらの点は次に挙げる史料とともに「奉行」「年寄」の解釈に生かすことができる。

【史料八】<sup>(19)</sup>

返々 秀より事たのミ申候、五人のしゆたのミ申候、いさい五人の物ニ申わたし候、なごりおしく候、以上

秀より事なりたち候やうに、此かきつけ候しゆとして、たのミ申候、なに事も此ほかにわおもいのこす事なく候、かしく

八月五日

秀吉御判

いえやす  
ちくせん  
てるもと

史苑(第四九卷第二号)

【史料八】は、秀吉が、秀頼のことを委託した遺言である。ここにてくる「五人のしゆ」は宛所の五人であり、「五人之物(者)」<sup>(20)</sup>は、前田・浅野・増田・石田・長束の五人であるという。「五人のしゆ」と一連の史料でみられた「御奉行衆」、そして「五人の物」と「年寄共五人之者」<sup>(21)</sup>がそれぞれ一致したものとして理解できよう。「衆」と「者」という非常に対照的なニュアンスの違いは両者の関係を明らかにするのに大切な鍵になるが、これについては章を改めて検討することにする。

以上、検討した結果をまとめると、「年寄」そして「奉行」として、それぞれ理解されていた人々が逆であったということになる。通説の史料解釈は、今後改める必要がある。ここで通説のような史料解釈の行われた原因を考えてみたい。

A 史料上の「御奉行」と後世の手になる五奉行を混同していた可能性がある。この場合、もう一方の「年寄」は大老とならざるをえない。

B 秀吉の遺言の覚【史料一】を収めている『浅野家文書』の第七条の標出には「五大老ニ同心協力セシム」とあ

り、これは「年寄」を大老とするものである。

C 「五人のとしよりしゅう」(『御湯殿の上の日記』慶長三年十一月十日条)とあることから解釈しているものもあるが、当該箇所には五人の名が具体的に記されていない<sup>(21)</sup>。

D 『太閤記』<sup>(22)</sup> 卷十三の「高麗陣起之事」には「五人之宿老、家康卿、輝元、秀家、利家、景勝、三人之小宿老、生駒雅楽頭、中村式部少輔、堀尾帯刀先生、五人之奉行、浅野弾正少弼、徳善院玄以、増田右衛門尉、石田治部少輔、長束大蔵大輔」とある。また卷第二十二「大年寄」と題する条には「家康公・加賀大納言利家・毛利中納言輝元・備前中納言秀秋(秀家の誤りか)・越後中納言景勝・此五人を秀頼卿うしろみとし、殿下世を去給ひなば、萬事頼入おぼし給ふと有て、秀次公御切腹の、ち、かく定めおかれし也」とある。『太閤記』に拠る「年寄」の記載を基に史料の「年寄」も解釈されていたのではないだろうか。以上のことが考えられる。

しかし、個々の史料においては正確な解釈をしているものもある。例えば【史料三】について、今井林太郎『石田三成』(吉川弘文館、一九六一年)では、第二条に「五人之奉行衆内、羽柴肥前守(禰忠)事」とある。だが、前田利長が「奉行」であることには触れられていない。また管

見の限りでは中村孝也『徳川家康文書の研究』(日本学術振興会、一九五九年)においても正確な史料の解釈がある。だが、その根拠は示されておらず、また、徳川家康ら五人が「御奉行衆」であること、石田三成ら五人が「年寄」であるという最も重要な点には何も触れられていない。史料が正確に解釈されている例は他にもあるかもしれないが、そのみに終わっていたことが、一方において「年寄」の誤った解釈が通説として今にいたっている理由であろう。かかる結果、当然のこととして、今でも徳川家康や前田利家を「年寄衆」として研究が行われているのである。

### 三、豊臣政権を支えた人々

先の「年寄」の解釈を受けて、秀吉の遺言を改めて検討することから、家康ら「御奉行衆」、石田ら「年寄共」の実態に迫り、そこから展開される政権像への糸口をつかんでみよう。通説の「年寄」の解釈が【史料一】から始まっているのであれば、権力論の出発点もここにもとめられるに違いない。

#### 1 御奉行五人と年寄五人

まず遺言の構造は、宛所でみると第一条から第六条まで

であり、そのような状況では、秀頼のことを「御取立候<sup>(23)</sup>」という言葉で頼むしかなかったのである。例えば『フロイス日本史』<sup>(24)</sup>には次のように記されている。

#### 【史料九】

A 彼(秀吉)は、関東の大名で八カ国を領有し、日本中でもっとも有力、かつ戦においてはきわめて勇敢な武将であり、貴顕の生れで民衆にももっとも信頼されている(徳川)家康だけが日本の政権を篡奪しようと思えばできる人物であることを思い致し、この大名に非常な好意を示して自分と固い契りを結ばせようと決心して、彼が忠節を誓約せずにはおれないようにしました。

B 貴殿(家康)は、嗣子(秀忠)により、ようやく二歳を数える(孫)娘を得ておられるが、同女を子の息子と婚約させることによってともに縁を結ぼうではないか。かくて貴殿は一方(同女)の祖父、同時に他方(子の息子)の父となりえよう。

C (今や)殿(秀吉)は、國王(秀頼)御身、ならびに國家の命運をも拙者(家康)の忠誠に委ねられ、また、かたじけなくも殿の御子息を拙者の息子(秀忠)の婿としてくださいます〔拙者にとり、これに過ぐる恩恵はいまだかつてなきところでございます〕。かくて拙

が御奉行衆に宛てたもの、第七条から第十一条が年寄共に宛てたものと二つに大別できる。また、内容的には、第一条から第七条がそれぞれに秀頼への奉公を説いたもの、第八条から第十一条までが具体的な職務規定を述べたものと二つに大別できる。

秀頼への奉公を説いた第一条から第七条の文言をみると、御奉行衆に対しては「孫むこ」「御しうと」など血縁関係(①・③)や、「おさなともたち」「幼少より御取立」という個人の情(②・⑤)で説き、年寄共に対しては「さうりなおし」という言葉に象徴的に示されているように、緊密な人格的・主従関係をもって説いている(⑦)。ここに秀吉をとりまく両者の対照的な関係が鮮やかに浮びあがる。また、秀頼に対する御奉公を、秀吉(秀頼)との血縁関係・情で説かれている御奉行衆に対して「りちぎ」という言葉が使われているということは大切であろう(①・②・⑥)。さらに秀頼を「取立てる」(①・②・⑥)という文言も見逃せない。秀頼を取立てるにあたっては「りちぎ」でなければならなかった。これはまた、徳川家康ら御奉行衆に対しては、石田三成ら年寄共のように「上様へと存知」という人格的・主従関係で秀頼への奉公を説くこと(⑦)という問題であろう。ここでみるかぎり秀吉と御奉行五人の間の主従関係は意外に稀薄

者は大いなる愛の絆によって殿に縛られた奴隸にはか  
なりませず、今後は万難を排し、あらゆる障害を取り  
除き、もって殿の御要望なり御命令を達成いたすであ  
りましょう。

『フロイス日本史』では、徳川家康にのみしか触れられ  
ておらず、その点「予は息子とともに、日本全土の統治を  
今や貴殿の掌中に委ねることにする」というように、秀吉  
が、家康一人に国政を委ねたように理解することには疑問  
の余地がある。だが、家康が御奉行五人の最高位であるこ  
とは明らかであり、秀吉が最も期待するところが大きかつ  
たことは想像に難くない。ここでは、秀吉と同じ関係で結  
ばれている御奉行五人の実態を、家康を例に見てみたいの  
である。

家康の実力と名声が諸大名の中でも群を抜いていたのは  
事実であるが、実際に秀吉が「家康だけが日本の政権を纂  
奪しようと思えばできる人物」と思っていたのかどうかは  
想像の域を出ない。少なくとも、日本に来た一宣教師の目  
がはっきりと認識していることは重要であろう。そして、  
その眼は、家康に「忠節」を「誓約」させるために非常に  
好意を示して「固い契り」を結ばせようとした秀吉の意図  
をみごとに見抜いていた(A)。

秀吉と御奉行衆を結ぶ「固い契り」は「縁邊之儀」であ

両者の対照的な関係は、それぞれの呼称からも指摘でき  
る。「御奉行衆」「年寄共」を改めてみれば、御は「敬い  
意をあらわすもの」、衆は「人を表わす名詞などに付いて、  
親愛、尊敬の意を添える」意味があり、集団の構成員を指  
す場合に用いられるのに対して、共は「卑下したり軽視した  
りするような場合に用いられることが多く、従者」の意味  
がある。(29)「五人の衆」「五人の者」という秀吉の言葉にもあ  
るように、一方は公的な、もう一方は非常に私的なニュア  
ンスで言い分けられている。この質的に異なる両者の関係  
を一概に組織の上下関係で論じ切ることにはできないであ  
ろう。

また徳川家康や前田利家を「年寄衆」として位置づけて  
きた政権像も再考の余地がある。今まで彼らは豊臣政権下  
において「年寄衆」であり、宿老であった。その場合、豊  
臣政権は秀吉を頂点として整然とした秩序のなかに諸大名  
を編成し、組込んでいたかのようである。それはまた豊臣  
政権の強大な中央集権国家のイメージへとつながっていく。  
しかし、血縁関係や情で自分の死後の政権の維持を頼まな  
ければならない状況を見ると、そのような政権像は想像  
することさえ困難といわねばならない。

一方において浅野長政や石田三成が「年寄」であること  
の政権像を描いてみよう。彼らは「年寄共五人の者」

る。家康の場合、嗣子（秀忠）の娘を秀頼と婚約させるこ  
とで、秀頼を家康の「孫むこ」(1)にしたのである(B)。  
「固い契り」を結ぶということは、「大いなる愛の絆」  
によって「縛られた奴隸」になることに外ならなかった。  
また、御奉行五人をして「万難を排し、あらゆる障害を取  
り除」いて、秀吉の「御要望」と「御命令」を達成させる  
には、彼ら五人を「奴隸」として縛る必要があった。ただ  
それが、「大いなる愛の絆」でなければならなかったとこ  
ろに秀吉の苦悩と豊臣政権の特質が現われている(C)。  
このような状況を豊臣政権下における大名間の様相を反映  
するものとしてとらえる必要がある。

秀吉が諸大名に羽柴姓を与え、一門形式をとることによ  
って秀頼への忠誠心を強めようとしていたことは指摘され  
ている。(26)文禄四年（一五九五）八月三日に出された「御  
掟」の第一条は「諸大名縁邊之儀」であった。(27)これが、秀  
吉ではなく家康・秀家・景勝・利家・輝元・隆景（遺言の  
なかで血縁関係をもって秀頼への奉公を説かれている人  
々）の名で出されていることにもその意味がある。家康  
も、秀吉死後において「御法度」に背いて「縁邊之儀」を  
取り結んでいるのである(史料三)。「傍輩」(28)と意識され  
る諸大名の間において「縁邊之儀」は大切な絆であり、そ  
れは豊臣氏も例外ではなかったのである。

(7)という言葉に現われている秀吉と緊密な主従関係で  
繋がれている豊臣家の年寄であった。その意味で秀吉の視  
点に立った場合、彼ら「五人の者共」を「年寄衆」として  
しまつては「御奉行衆」との位置関係を不明確にしてしま  
うおそれがある。前田・浅野・増田・石田・長束は「五人  
之年寄共」であり、徳川・前田・宇喜多・上杉・毛利は  
「五人之御奉行衆」なのである。(30)

## 2 御奉行五人制と主従制的支配権

豊臣政権下における太閤権力と関白権力の具体的様相は、  
それぞれ太閤⇨封建領主・関白⇨統治権的立場と位置づけ  
られ、その特質は明らかにされている。(31)しかし、文禄四年  
七月十五日の関白秀次の死とともに関白権力に基づく統治  
権も消滅する。秀吉の死もわかりである。つまり主従制的  
支配権と統治権的支配権は豊臣政権が統一政権であるがた  
めの大切な柱であるにもかかわらず、関白秀次、そして太  
閤秀吉の死後この二つの支配権がその後どのように継承さ  
れていったのか、という問題には未だ論及されてはいない。  
秀吉死後の知行宛行が、御奉行五人の連署で行われてい  
ることはすでに指摘されている。(32)しかし今までそれは適確  
な意味づけをされていなかった。もし知行宛行権を主従制  
的支配権ととらえることができるなら、御奉行五人は、秀  
吉の死後、主従制的支配権を担うものとして位置づけられ

たものと理解することができる。秀吉の遺言【史料一】では知行に関することは何も触れられていない。遺言の他に知行に関する取決めをみるなら、慶長三年(一五九八)八月十日に景勝を除く御奉行四人の連署がある。

【史料十】<sup>34)</sup>

一上様長々御煩付而、御失念も在之様ニ御座候間、御知行方其外御仕置等之事、最前被 仰定ことくたるへき事

一自今以後之儀者、如何様之儀被 仰出候共、御請ハ先申上、以御本復之上、儲得御説、可隨其之事  
一御知行方並御仕置等之事、今度重畳被 仰出、以誓  
一誓相定候通、不可有相違候事

内容は、「御知行方其外御仕置」については、すでに定められていることに従う(第一条)。今後は、秀吉の病気が快復するまでは、秀吉の上意の効力停止(第二条)が定められている。そして第三条には「今度重畳被仰出、以誓相定候通」とある。秀吉の遺言では触れられていなかった「御知行方之儀」は起請文によって取り決めがなされている。このことは「内府ちかいの条々」に「知行方之儀、(中略)是又上巻誓紙之管をちかへ」【史料三】とあることから明らかである。では豊田政権において交わされた起請文をみてみよう。知行宛行の条について検討すると

はない。その一は徳川家康についてで、前田利家との関係で次のことが指摘できる。

A 遺言は、第一条は徳川家康、第二条は前田利家、第三条は徳川秀忠、第四条は前田利長、第五条は宇喜多秀家、第六条は上杉景勝と毛利輝元に宛てた形をとっている。秀忠と利長の位置については改めて検討しなければならないが、条の順番には御奉行衆の序列が反映されており、徳川家康と前田利家は御奉行五人のなかで上位を占めている。

B 遺言のなかで家康(内府)の名が記されている部分を抽出してみると、「内府久々りちぎなる儀を御覽し被付」(①)、「内府年寄五人居申所にて」(②)、「内府御年もよられ」(③)、「内府御座候て」(⑩)となる。御奉行衆のなかで、秀家・景勝・輝元は、宛てられた条(⑤・⑥)以外にその名は記されていない。それに対して利家は「大納言殿年寄衆五人居申所にて」(①)、「大納言殿へおさなともだち」(②)、「大納言殿御年もよられ」(④)、「大納言殿御座候て」(⑩)と、家康と全く同じ形で名が記されている。家康と利家の名の遺言における頻出度は他の三人の御奉行衆を圧倒している。

C 第一条・第二条と第十条・第十一条が徳川家康・前田利家に関する条である。十一ヶ条の遺言のなかで、家康・利家の二人が初めと終わりを押えている。

史苑(第四九卷第二号)

次のことが指摘できる。「御知行方之儀」について記されている起請文は、全て御奉行衆に拠るものであり、時期も慶長期に集中している。また、これらは全て慶長三年八月十日、御奉行衆による「御知行方之儀」に関する取り決め【史料十】がなされる以前に交わされたものである(表1・2参照)。

さらに関白秀次の死を契機として交わされる起請文には知行宛行の規定がない。このことから、秀吉死後の知行宛行が御奉行五人の連署で行われていることの意味は、それまで秀吉の権限であった「御知行方之儀」が、秀吉の死とともに御奉行五人の手に委ねられたことを示す。それはまた主従制的支配権を継承したものと位置づけることができよう。秀吉の死の直前において、交わされる誓紙の最大の眼目はここにあったに違いない。

先にも触れたが、「りちぎ」を前提に秀頼を「取立てる」衆として編成された御奉行五人の位置づけは、この時期に求められねばならない。その意味で「今度被成御定、対五人之御奉行衆」【史料四】とは、まさに慶長三年八月、秀吉の死を前にして、御奉行五人が初めて国政レベルで権力を執行する機関として位置づけられたことに外ならない。

3 二巨頭体制―徳川家康と前田利家―  
さて、【史料一】の提起する問題は以上でつきるわけでは

D 年寄五人は御算用を究めて「内府、大納言殿へ懸御目、請取を取」り、秀頼が成人したら「兩人之請取」を見せ(⑧)、またどのようなことでも「内府、大納言殿へ得御意」こととあり(⑨)、家康・利家の二人が年寄五人の職務を総覧する立場にある。

以上、家康と利家の二人は基本的に対等な位置づけにあるが、両者が併記されるときは「内府、大納言殿」(⑧・⑨)と必ず家康が先行する。第一条に家康、第二条に利家が記されており、また「伏見」に関する条(⑩)が、「秀頼様被成御座候」ところの大坂の条(⑪)より先行して記されていること等は、家康・利家の明確な序列を示すものである<sup>35)</sup>。このような状況のなかで、二人が対等に位置づけられている意味を考える必要がある。

秀吉死後の知行宛行が御奉行五人の連署で行われていることは指摘されるが、そのプロセスとなると意外に明らかではない。そのころみに「徳川実紀」を検証してみよう。

【史料十一】<sup>36)</sup>

こたび島津が勲功莫大なれば加恩給らんとて。(家康は)前田利家とその事議せられしに。石田三成云く。

これは秀頼公御代始の事なれば。外々の三老へも議し合されて。しかるべしと有て御商議有しに。浮田中納言秀家ひとり異議を陳て従はず。よて五奉行の人々そ



の事申上れば。君の仰らるゝは。今秀頼幼年におはせば。みづから天下の賞罰定めらるゝ事は。十四五年もへずばかなふまじ。それまでの間功ある者を賞せず。罪ある者を罰せずしては。天下の政治いかにも立べからず。人々はいかゞ思はるゝとあれば。前田徳善院は愚僧も仰のごとく存ずるといひ。増田長盛は太閤おはせばこたびの加恩は十萬石の内にてはあるまじといふにより。三成一人面あかめて在しなり。その後薩摩大隅兩國の中に。島津に一万石まし給はりしとぞ。朝鮮出兵時の島津の働きに対して、御奉行五人の連署の知行宛行が行われるまでの経過が記されており興味深い。『徳川実紀』の記事の信憑性の問題もあるが、ここでは、徳川方の意識を反映したものとして見ることできよう。ここから、秀吉死後の知行宛行は事実上家康と利家によって行われ、少なくとも最終的な決定権を有していたという事実が明らかである。このことは、起請文による知行宛行の規定をみると一層明らかになる。

＊徳川家康

御知行方之儀、秀頼様御成人之上、為御分別、不被仰付以前ニ、不依誰御訴訟雖有之、一切不可申次之候、況手前之儀不可申上候、縦被下候トモ拜領仕間敷事

＊前田利家

討する必要がある。<sup>(39)</sup>

4 二巨頭体制―徳川秀忠と前田利長―

前田利長の条では「則中納言ニなられ、はしたての御つは、吉光之御脇指被下、役儀をも拾万石被成御許候事」<sup>(40)</sup> (4) という文言が、他の御奉行衆の条文と比べても特異である。利長が中納言になるのは慶長三年四月二〇日である<sup>(41)</sup>。利長の官位昇進の理由は、家督相続を前提に考えるのが一般的であるが、豊臣政権における大名の官位移動には政治的な動きがかなり反映されていることを考えれば、この時期に利長の官位が昇進することの意味を考える必要がある。遺言をみると、前田利長は、利家の後を継ぐべき存在として、家康の後を継ぐべき徳川秀忠と対等な位置づけにある (3)・(4)。

また、この二人の条が、家康・利家の条に続き、秀家・景勝・輝元の条の前に挿入されていることも見過ごせない。このことによって、家康・利家の二人は、他の御奉行衆とは別格の存在として位置づけられているといわざるをえない。つまり利長の中納言昇進や「役儀拾万石」を許したと等は、家康・利家の二人を核とした二巨頭体制による政権維持の構想のため不可欠のものではなかったろうか。

5 宇喜多秀家

宇喜多秀家については「御奉行五人にも御成候へ、又お

御知行方之儀、秀頼様御成人之上、為御分別、不被仰付以前ニ、諸家御奉公之浅深ニヨリテ御訴訟之子細モ有之ハ、公儀御為候條、内府並長衆五人致相談、多分ニ付而隨其、可有其賞罰候、但手前之儀者少モ申分無御座事

両者の文言の違いは、御奉行五人制における二人の置かれている関係に拠ると考えられる。「御知行方之儀」の規定は次のようである。秀頼が成人するまで知行宛行は行われない。また申次はもちろん自ら拜領してもいけない。これは原則で「諸家御奉公之浅深ニヨリテ御訴訟之子細」があった場合は、「内府並長衆五人致相談」して、多数決によって「賞罰」を決定するというのである。ここで注目されるのは「内府並長衆五人致相談」である。利家の条文であることを考えれば、「御知行方之儀」は、家康・利家と長衆五人が相談して決めると解釈できる。「長衆五人」とは年寄五人であろう。彼らが知行宛行に関わってくるのは蔵入地に関連してのことと思われる<sup>(38)</sup>。

家康・利家による二巨頭体制がどれだけ機能していたのか。その多くは今後の課題としなければならぬ。だが、遺言のなかで秀吉が、家康・利家に対しては「度々」仰せ出せられたこと (1)・(2) を想起するとき、この視点は決定的はずれではあるまい。御奉行五人制もこの視点で検

とな五人之内へも御入候て」 (5) の文言が注目される。

「御奉行五人」とは徳川家康ら五人である。もう一方の「おとな五人」は石田三成ら五人（年寄）を指すのであろう。おとなは「一族、集団のおもだった者や（武家の場合）譜代の長老、家老、年寄、宿老など」を指して用いられるが、この部分は「御奉行五人に就任し、又おとな五人の内へも入って」と解釈できる。秀吉をとりまいて対照的な関係にある御奉行五人・年寄五人のなかにあって、双方を繋ぐ役目が秀家に対して期待されていたのである。そこには「幼少より御取立被成候」 (6) という、「年寄」「おとな」と呼ばれる石田三成らとよく似た秀家の生い立ちがあったことはいままでもない。また秀家は御奉行五人のなかで三番目の序列である。秀家の存在を御奉行五人・そして双方の要とみると、彼の行動の復元は豊臣政権の権力中枢を解明するにあたって大切な鍵になる。

おわりに

豊臣政権において「年寄」と呼ばれていた人々は、前田玄以・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家であった。最後に、今後の課題を提示して終わりとしたい。

まず本稿では、こころみの一つとして御奉行五人・年寄

五人を国政レベルの権力分掌という視点からも位置づけてみたが、主從制的支配権を継承した御奉行五人に対して、年寄五人は統治権の支配権を担ったといえるかどうか。その具体的な動きを復元すること。

もう一つは、御奉行制の問題である。今まで、一般にいわれるところの五大老から大老制に言及されることはあっても、大老制の本質を理解して、そこから五大老をみる視点はなかったように思う。研究の視点としては順逆を違えているといわざるをえない。

今回、家康と利家や、宇喜多秀家など、御奉行制ひいては豊臣政権の権力中枢を説明するうえで、重要な糸口を発見することができた。本稿に残された多くの課題とともにさらに検討していきたい。

註

- (1) 林屋辰三郎「天下統一」(『日本の歴史』12 中央公論社、一九六六年)、辻達也「江戸開府」(『日本の歴史』13 中央公論社、一九六六年) 他参照。
- (2) 鈴木良一「豊臣秀吉」(岩波新書、一九五四年)。
- (3) 三鬼清一郎「御掟・御掟追加をめぐって」(『日本近世史論叢』上、吉川弘文館、一九八四年)。
- (4) 永原慶二「天下人」(『日本の社会史』3 岩波書店、一九八七年)。

- (5) 同様の記載は『日本史辞典』(創元社)、『日本歴史大辞典』(河出書房新社)等にもみることができ(いずれも「五大老」の項)。
- (6) 他に、奥野高広「信長と秀吉」(日本歴史新書・改訂増補版・至文堂、一九八八年)、岡田章雄編「信長と秀吉」(『人物日本の歴史』7 読売新聞社、一九七三年)、今井林太郎「天下統一」(『図説日本歴史』9 集英社、一九七五年)等、「年寄」を大老とする通説は枚挙にいとまがない。
- (7) 三鬼清一郎「五大老・五奉行制」(『日本歴史大系』3 近世、山川出版社、一九八八年)。
- (8) 「浅野家文書」(『大日本古文書』家わけ二) 一〇七号(以下『浅野』一〇七号等と略記)。この文書に年次は記されていないが、おそらく秀吉の死の直前における遺言を書留めたものであろう。なお「太閤様御覚書」の端裏書がある。
- (9) 上杉景勝は、慶長三年一月に越後から会津に国替えされるため、この頃は会津に在国中で上洛するのは同年九月である(『上杉』一〇八七号)。
- (10) 『武家事紀』所収文書・「竹中氏雑留書」(東京大学史料編纂所・影写本)等。
- (11) 「筑紫古文書」(東京大学史料編纂所・影写本)、「秋田家文書」(『秋田県史』古代・中世編)等、他多数。なお『史料三』は多くの史料集で活字化され取められているが、史料により文言が多少異なるところがある。
- (12) 前掲註1書。
- (13) 『毛利』九三三号、一一一六号等。
- (14) 前掲註1書。

- (15) 註10同。
- (16) 『島津』四三五号。他にも同じ内容の文書が確認される(相良吉每宛、『相良』八五二号等)ため、八月廿五日付で朝鮮在陣の諸將に一斉に出された可能性がある。

この文書は年欠であるが、徳永寿昌・宮木豊盛の朝鮮派遣の時期が慶長三年であること(『鍋島家文書』一三二号等)。また前田・浅野・増田・石田・長束の五人の連署書状が発せられるのは慶長二年以前では文禄四年六月三日に秀吉の朱印状に添えて出された書状がある(『毛利』九六六号等)が、関白秀次の死後、浅野長政は一時奉行職を外れることから、これ以後、慶長三年まで五人の連署書状はみることができない。以上のことから、この文書を慶長三年に比定した。

- (17) 『島津』九八九号。この文書は年欠であるが、徳永・宮木の朝鮮派遣が慶長三年であること、また石田三成・浅野長政の九州下向が慶長三年であること(『島津』九九〇号・九九一号)等から、右の二人によって出される書状を慶長三年に比定した。
- (18) 『薩藩旧記雑録後編』三・七九五号。
- (19) 『毛利』九六〇号。
- (20) 前掲註1書。
- (21) 岩沢憲彦『前田利家』(吉川弘文館、一九六六年)。なお『御湯殿の上の日記』には「五人のとしよりしゆう。五人のふきやうしゆう申入候とて。てんそうひろうあり。きやうちやうのねんかうかへられ候へのよし申入らるゝ」とある。
- (22) 小瀬甫庵著・桑田忠親校訂『太閤記』(岩波書店、一九八四年)。

- (23) 取立てるには「特にひいきする。引き立てる。推挙する。また、世話をする」等の意味がある(『日本国語大辞典』小学館)。
- (24) 『フロイス日本史』2 豊臣秀吉篇II(中央公論社、一九七七年)。
- (25) 前掲註24書で、このことは指摘されている。
- (26) 二本謙一「秀吉政権の儀礼形成」(『豊臣秀吉の全て』新人物往来社、一九八一年)。
- (27) 『浅野』二六五号他。
- (28) 秀吉の死の直前、直後を中心に諸大名の間で多数の起請文が交わされるが、そのなかで大名間の関係は「傍輩」という言葉で認識されている。
- (29) 『日本国語大辞典』(小学館)。
- (30) 一連の論文で気付く点は、家康や利家を、いずれも「年寄衆」としていることである。「共」ではなく「衆」であったところに、これまで彼らを豊臣政権の年寄衆として位置づけてきた要因があるのではないだろうか。
- (31) 三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座日本歴史』近世1、一九七五年)。
- (32) これは、本来あるべき「権力の二元性」と豊臣権力論のそれにおいて、基本的解釈に相違があるためと考える。ここで詳しくは述べないが、この点においても、豊臣権力論は、なお検討の余地がある。
- (33) 三鬼清一郎「豊臣政権の知行体系」(『織豊政権』論集日本歴史6 有精堂、一九七四年)、高木昭作「江戸幕府の成立」(『岩波講座日本歴史』近世1、一九七五年) 他。

豊臣五大老・五奉行についての一考察(阿部)

- (34) 『毛利』九六一号(上杉景勝が連署していないことについては註9参照)。
- (35) 前田利家の大坂居城は「秀頼様御もりに被為付候間」(2)という役割に拠ると考えられるが、一方の家康居城の伏見と対比して、大坂と伏見の性格の違いは、豊臣政権の権力中枢の解明に密接に関わってくる。
- (36) 『徳川実紀』東照宮御実紀記録巻八。
- (37) 実際は「惣都合五万石」が宛行われている(『島津』四四〇号、一〇七〇号)。
- (38) 前掲註37・島津氏に宛行われた知行は「薩州之内御蔵入給人分、有次第一圓ニ被宛行訖」であり、年寄五人の連署による知行目録が出されている。
- (39) 御奉行五人のなかで、徳川家康と前田利家の存在が際だっていることはすでに指摘されているが、それが一貫した秀吉の政権構想との関連で検討されてはいない。
- (40) 『公卿補任』三。
- (41) 前掲註21書。
- (42) 『日本国語大辞典』(小学館)。
- (43) 桑田論文、岩沢前掲註21書ではこの部分の解釈が逆転している。
- (44) 起請文の検討は別稿を予定している。

〔付記〕 本稿脱稿後、山本博文「豊臣政権の指南について」(『論集きんせい』一一号、一九八九年)を拜読する機会を得たが、本稿の内容を変更する必要を認めなかった。

しかし、山本氏の指摘されるごとく、今後は五大老・五奉行という呼名の使用は避けるべきであろう。五大老・五奉行の呼称そのものにも、「年寄」の解釈を誤らせた原因があると考えられるのである。本稿で五大老・五奉行を「御奉行五人」「年寄五人」と呼び変えているのもそのためである。

また、『史料綜覧』13桃山時代之三の一連の記載や、研究史で触れたように、徳川家康らを年寄とする理解は、個別の史料の解釈のレベルを越えて、通説となっているように思う。したがって、誤った通説を正すために、本稿では個別の史料を一つ一つ検討した。

最後に、本稿は卒業論文を書き改めたものであるが、本稿作成にあたって、色々と御指導下さった諸先生方に心から感謝したい。

表1 豊臣政権下の大名間において交わされた起請文一覧

	年・月・日	署名者	宛所	条数	典拠
1	天正16・4・15	織田信雄・徳川家康・豊臣秀長 豊臣秀次・宇喜多秀家・前田利家	小早川秀秋	3	聚楽行幸記
2	天正16・4・15	長宗我部元親等23名	小早川秀秋	3	聚楽行幸記
3	文禄4・7	徳川家康・毛利輝元・小早川隆景		5	毛利家文書
4	文禄4・7・12	石田三成・増田長盛		5	木下家文書
5	文禄4・7・20	前田利家	増田長盛・石田三成・長束正家 富田知信・前田玄以・宮部継潤	5	木下家文書
6	文禄4・7・20	宇喜多秀家	増田長盛・石田三成・長束正家 富田知信・前田玄以・宮部継潤	5	木下家文書
7	文禄4・7・20	織田信雄(常真)等28名	長束正家・石田三成・増田長盛 富田知信・前田玄以・宮部継潤	5	木下家文書
8	文禄4・8・3	前田玄以・増田長盛・長束正家		5	木下家文書
9	文禄4・8・6	宗義智等22名	石田三成・増田長盛・長束正家 前田玄以		木下家文書
10	文禄5・1・23	長束正家・増田長盛・石田三成 前田玄以		5	木下家文書
11	慶長3・7・15	島津龍伯	徳川家康・前田利家	5	島津家文書
12	慶長3・7・15	毛利輝元	徳川家康・前田利家	5	毛利家文書
13	慶長3・8・5	前田玄以・浅野長政・増田長盛 石田三成・長束正家	徳川家康・前田利家	9	武家事紀 竹中氏雜留書
14	慶長3・8・5	徳川家康	前田玄以・浅野長政・増田長盛 石田三成・長束正家	8	竹中氏雜留書
15	慶長3・8・8	徳川家康	年寄五人(同上)	3	竹中氏雜留書
16	慶長3・8・8	前田利家	年寄五人	3	竹中氏雜留書
17	慶長3・8・8	前田利家	年寄五人	9	武家事紀
18	慶長3・8・8	宇喜多秀家	年寄五人	10	武家事紀
19	慶長3・8・8	徳川秀忠	年寄五人	10	武家事紀
20	慶長3・8・8	前田利家	年寄五人	10	武家事紀
21	慶長3・8・8	年寄五人	徳川家康・前田利家	3	武徳安民記
22	慶長3・8・11	年寄五人	徳川家康・前田利家・宇喜多秀家 上杉景勝・毛利輝元	3	武家事紀 竹中氏雜留書
23	慶長3・8・28	毛利輝元	前田玄以・増田長盛・石田三成 長束正家		毛利家文書
24	慶長3・9・3	御奉行五人・年寄五人		7	毛利家文書 浅野家文書
25	慶長4・2・5	御奉行四人・年寄五人	徳川家康	3	毛利家文書
26	慶長4・2・5	徳川家康	御奉行四人・年寄五人	3	毛利家文書
27	慶長4・閏3・8	宇喜多秀家	徳川家康	3	島津家文書
28	慶長4・閏3・21	毛利輝元	徳川家康		毛利家文書
29	慶長4・閏3・21	徳川家康	毛利輝元		毛利家文書

表2 起請文の内容一覧

	年・月・日	内 容 (1は第1条、2は第2条を示す)										条数	備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
1	天正16・4・15	*	*	*1*									3	*開田(秀吉)への忠誠を買ったものである。	
2	天正16・4・15	*	*	*1*									3		
3	文禄4・7	a	b	c	*2*	*3①							5	*2「坂東」「坂西之儀」 *3家康・利長の交代での在京	
4	文禄4・7・12	a	b	c	(b)	(a)							5		
5	文禄4・7・20	a	b	c	(b)	f							5		
6	文禄4・7・20	a	b	c	(b)	f							5		
7	文禄4・7・20	(a)	(c)	b	(a)	(d)							5		
8	文禄4・8・3	j	(f)	(f)	(f)	(f)							5		
9	文禄4・8・6	(a)													
10	文禄5・1・23	(a)	(c)	(d)	k	(a)							5		
11	慶長3・7・15	a	b	d	e	f							5		
12	慶長3・7・15	a	b	d	e	f							5		
13	慶長3・8・5	a	b	e	d	k	k	j	g	i			* 9	*【史料①】	
14	慶長3・8・5	a	b	d	e	n	h	g	i				8		
15	慶長3・8・8	a	m	g									3		
16	慶長3・8・8	a	m	g									3		
17	慶長3・8・8	a	(b)	d	e	f	n	h	g	i			9		
18	慶長3・8・8	a	b	d	e	f	n	h	g	i	(a)		10		
19	慶長3・8・8	a	b	d	e	f	n	h	g	i	(a)		10		
20	慶長3・8・8	a	b	d	e	f	n	h	g	i	(a)		10		
21	慶長3・8・8	a	l	k									3		
22	慶長3・8・11	a	l	k									* 3	*【史料②】	
23	慶長3・8・28	(a)													
24	慶長3・9・3	d	*4*	e	*4*	*4*	*4*	(e)					7	*4「給人之家中」	
25	慶長4・2・5	a	*	*									3		
26	慶長4・2・5	a	*	*									3		
27	慶長4・3・8	*5①	g	*									3	*5家康・利長への忠誠を買ったもの。 *6私利私欲が強い。	
28	慶長4・閏3・21	(a)											*	*6同上	
29	慶長4・閏3・21	(a)											*	*6同上	

(凡例)  
a 秀頼への奉公  
b 御用度御預目に背かない。  
c 秀頼・大目付御預目に背いたら處敗する。  
d 諸将軍に対して私の遺恨を企てない。  
e 御城中で足立を立てない。  
f 御殿の儀  
g 御懸念の儀  
h 御本公衆に対して誹言下難の禁止。  
i 一類御家来の者に御用度に背かせない。  
j 御用度之儀  
k 五人の間で同心なく協力する。  
l 御奉行五人に対して同心を存ぜず。  
m 徳川秀忠・前田利長の奉公  
n 御用度之儀  
\*因々御用度之儀を突進に交わされる賞罰は性格が異なるためここでは除いた。

① aを基本としながら文言がやや異なる。  
② bを基本としながら文言がやや異なる。  
③ cを基本としながら文言がやや異なる。  
④ dを基本としながら文言がやや異なる。  
⑤ ② ③  
⑥ gを基本としながら文言がやや異なる。  
⑦ 「御家人御預目之儀」について具体的に記されている。

(史学専攻前期課程在学中)